



外来感染症対策向上加算について

当院は感染症法第38条第2項の規定に基づいて都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関となっています。感染予防対策を十分に講じ、空間的・時間的分離により発熱患者様の動線を分けるなどの対応を行う体制を有し、当院の受診歴の有無にかかわらず発熱その他の感染を疑わせるような症状を呈する18歳未満の患者さんの受け入れを行います。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認システムを導入し、『マイナンバーカードを健康保険証として利用できる』診療体制を整えております。厚生労働省より、通達のあった診療報酬改定を受け医療情報取得加算を算定しております。

医療DX加算

『DX』とは『デジタルトランスフォーメーション』の略語で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを示す言葉です。医療DXは医療の環境においてデジタル技術を活用することで医療の効率や質を向上させることを目的としています。当院ではオンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備しまた電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制を構築しております。1.レセプトオンライン請求の実施。2.オンライン資格確認等の実施及び取得データの活用体制の整備。3.電子処方箋の発行体制の整備（予定）。4.電子カルテ情報共有サービスの活用体制の整備（予定）。5.マイナンバーカードの健康保険証利用に関する一定の実績（予定）。

当院では医療DXの推進に伴い医療DX推進体制加算を月に1度算定しております。医療現場でDX化が進むことで医療情報の共有が円滑かつ迅速になり、照会や緊急時の場合にかかりつけ医院以外での受診時でもより適切な医療を受けることができます。当院でもより良い医療の提供に努めてまいります。ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

